

会計監査人非設置法人における会計の専門家の活用の状況（令和7年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」から、「(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」を集計しました。
- 会計監査人を設置していない都内965法人のうち、会計に関する専門家を活用している法人が109法人（11%）、活用していない法人が856法人（89%）となっています。
- 会計に関する専門家を活用している109法人のうち、74法人（68%）が税理士又は税理士法人を、35法人（32%）が公認会計士又は監査法人を活用しています。

	法人数	会計に関する 専門家の 活用無し	会計に関する 専門家の 活用有り	①実施者の区分				②業務内容			
				公認会計士	監査法人	税理士	税理士法人	公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査	財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	
全法人	965	856	109	30	5	50	24	22	80	7	
事業区分別	保育のみ経営	377	325	52	14	0	25	13	10	39	3
	障害のみ経営	186	165	21	4	1	13	3	3	17	1
	介護のみ経営	144	134	10	5	1	3	1	3	5	2
	複数事業を経営	152	137	15	3	2	5	5	3	11	1
	その他	106	95	11	4	1	4	2	3	8	0
収益規模別	5億未満	505	455	50	14	2	25	9	10	34	6
	5億以上10億未満	257	227	30	8	0	14	8	4	25	1
	10億以上20億未満	146	128	18	5	3	6	4	6	12	0
	20億以上	57	46	11	3	0	5	3	2	9	0

(注)厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。